

環境特集号

—ごみ減量・リサイクルの輪を広げよう！！—

第4号（平成15年8月発行）

豊能町住民生活部環境課

豊能町役場環境課 TEL 739-3419（直通）

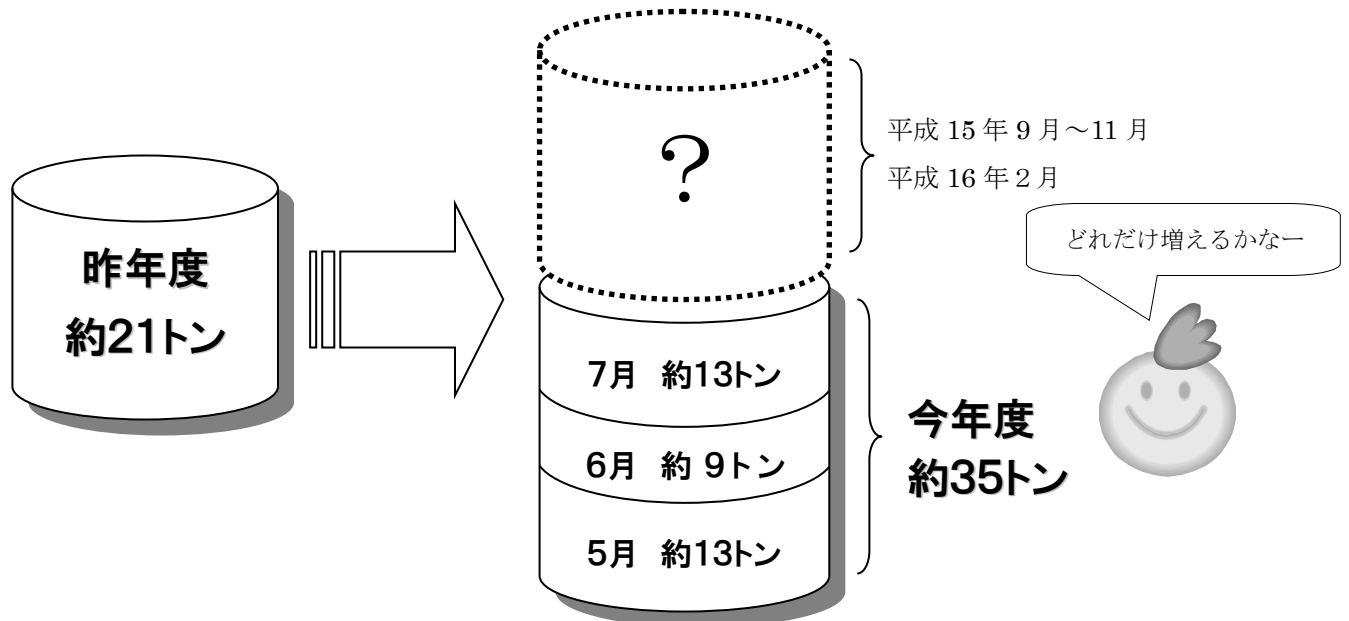
清掃事務所 TEL 736-1190（直通）

35トンもの植木剪定くずが資源化されました！

ごみ減量化・再資源化事業の一環として実施している植木剪定くず資源化事業では、皆様のご家庭から排出される植木剪定くずをチップ（注1）として資源化しています。本事業では、本年5～7月、9～11月、来年2月を「植木剪定くず資源化推進月間」と位置づけていますが、5～7月の資源化量が昨年実績（約21トン）をはるかに上回る量となりました。

町では、より一層の資源化を考えていますので、4ページの日程表をご確認の上、皆様のご協力をお願いいたします。なお、チップ引き取り希望の方は、環境課または清掃事務所までご連絡ください。無料でお渡しします。

（注1）チップとは、植木剪定くずを細かく粉碎したもので、広く園芸等に活用されています。



【植木剪定くずチップ化作業現場写真】



チップング車への投入



チップの切り返し



生活騒音には十分注意しましょう！！

～ピアノの音も迷惑に感じる場合があります～

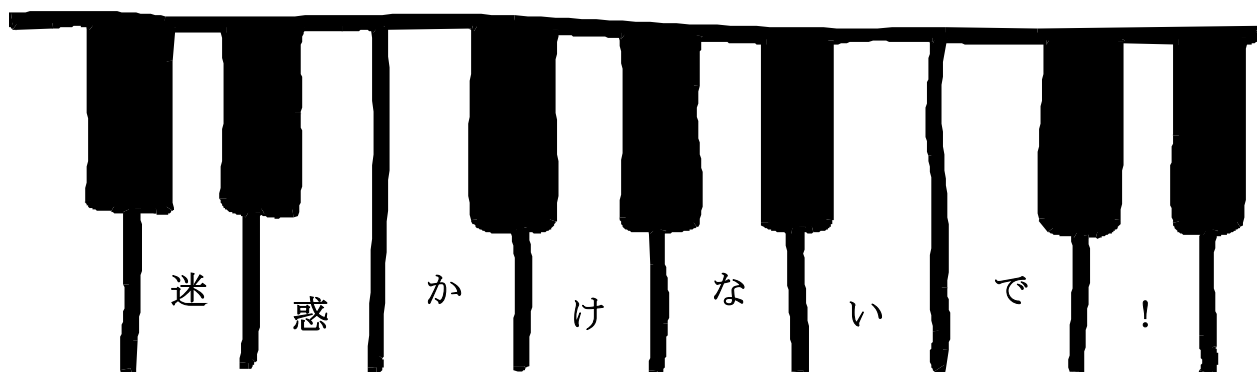
窓を開け放つことの多い夏は、とかく近隣騒音が気になる季節です。

騒音とは、聞く人にとって「望ましくない音」。例えば、睡眠を妨害したり、耳に苦痛や損傷を与えたりする音のことをいい、ステレオ、テレビ、自動車やピアノ・バイオリンなどの楽器の音も例外ではありません。

騒音に対するうるささの感じ方は、騒音の大きさや音の高低、発生頻度などによって異なり、さらに聞く人の気分など、心理的要因によっても大きく左右します。楽器の音は、弾いている人や家人には心地よく聞こえても、他人（隣家等）にとっては、とても迷惑に感じることもあるものです。

楽器やステレオなどを使用するときは、隣家や周囲の人々の気持ちをよく考えて、迷惑にならないように、夜間は差し控えるのはもとより、日中なども使用時間や音量などに十分注意するとともに、窓を閉めたり、防音設備等を設置するなどの配慮が必要です。

また、深夜や早朝における自動車の排気音やガレージの開閉音などにも気を配り、周囲の安眠などを妨げないように努めましょう。





あなたのペットの飼育は適切ですか？

最近、ペットの飼育に関して下記のような苦情が多数寄せられています。

野良猫にエサを与える人がいるので繁殖してしまい、近所の飼い猫と一緒に自分の庭でフンをしたり、車を引っかいたりする。

野良猫にエサを与えることは、さらに不幸な命を生み出す結果につながります。飼育する場合には、他人に迷惑をかけないような心配りが必要です。

犬の散歩をする時に飼い主がフンを入れる袋を持ち歩かない。または、持っただけでも使わない。

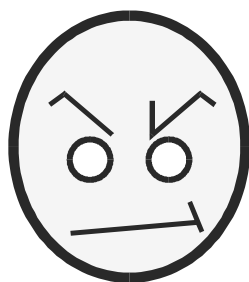
フンの放置は衛生上よくないだけでなく、悪臭や外観面でもよくありません。放置される側の気持ちになって、必ず持ち帰るようにしましょう。

道路を歩いていたら、隣家で飼われている犬が塀のすきまから急に顔を出して、かみ付かれそうになった。

家の庭で飼育する際にも、隙間や塀の上から犬が乗り出さないよう工夫し、通行人等の迷惑とならないよう配慮しましょう。

自転車に乗っていたら散歩中の犬に飛びかかれた。ひもはしていたが、長ければつないでないのと同じだ。

犬が苦手な方には、自分に犬が近づいただけで苦痛と感ぜられるものです。散歩させる場合は犬を十分保定できる方がおこない、あらかじめひもを短く持つなど工夫しましょう。



ペットを飼うのは自由で、どんな飼い方をしようと勝手だと考えている方もおられますが、ペットも家族の一員であり飼う以上は責任をもち、社会の一定のルールを守らねばなりません。

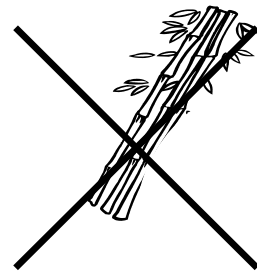
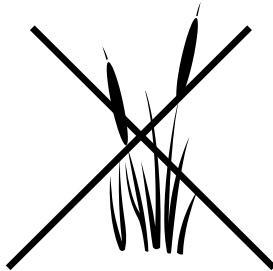
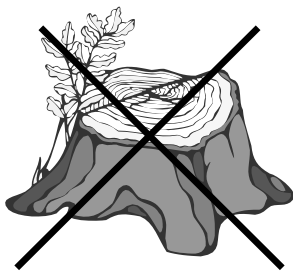
皆さんの周りには、動物が好きな人ばかりではありません。一部の心ない飼い主のためにマナーを守っている飼い主にも迷惑をかけることになるのです。

今後の植木剪定くず回収日程は下記のとおりです 更なる資源化へのご協力をお願いします！

地区	9 月	10 月	11 月	2 月	排出場所
東ときわ台 吉川	3 日	1 日	5 日	4 日	可燃ごみと 同様の場所
東 地 区 (希望ヶ丘除く)	10 日	8 日	12 日	11 日	粗大ごみと 同様の場所
希 望 ヶ 丘	10 日	8 日	12 日	11 日	可燃ごみと 同様の場所
光 風 台	17 日	15 日	19 日	18 日	可燃ごみと 同様の場所
ときわ台 新光風台 保の谷	24 日	22 日	26 日	25 日	可燃ごみと 同様の場所

排出時の注意

- ◎ 袋での排出は…透明または乳白色の半透明袋で直径 2 cm・長さ 20 cm以内
- ◎ 結束での排出は…直径 10 cm・長さ 2m以内
- ◎ 排出時間は…当日の朝 9 時までに指定された場所に出してください
- ◎ 回収できるもの…一般家庭の庭木の植木剪定枝葉のみ
- ◎ 回収できないもの…芝生・雑草・竹・杭・木製加工品・木の根・切り株など



食用廃油も資源回収しています

町では食用廃油資源化事業として、平成 14 年 10 月から回収ボックスを設置し、食用廃油を回収しています。有効な資源として、少しでも多くの回収にご協力ください。

回収した食用廃油は、石けんなどの原料として再利用されます。

＜食用廃油回収場所＞ 役場本庁及び吉川支所

＜回収時間＞ 平日午前 9 時～午後 5 時(上記時間外及び土・日・祝祭日の投入は不可)

＜注 意 点＞ 灯油・ガソリン・潤滑油・動物油(ラード)等は投入しないでください。再生利用できなくなります。また、容器は各自お持ち帰りください。

「生ごみ処理機」及び「生ごみ堆肥化器具」の購入助成も引き続き行っています。詳しくは環境課までお問合せください。

この特集号は再生紙を使用しています。排出する際は、資源紙類として出すようご協力ください。

(注) 平成 20 年度の排出基準です
平成 23 年 4 月から直径 5 cm、長さ 80 cm 以内となっています。